

学校法人修道学園内部統制システムに関する基本方針

学校法人修道学園（以下「本法人」という。）は、2024年9月30日、理事会において、理事の職務の執行が法令及び学校法人修道学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 定義

本法人における内部統制システムとは、本法人の理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という。）をいう。

2. 内部統制システム整備の目的

(1) 業務の有効性及び効率性

事業活動の目的達成のため、業務の有効性及び効率性を高める。

(2) 報告の信頼性

組織内及び組織の外部への報告（非財務情報を含む。）の信頼性を確保する。

(3) 事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進する。

(4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図る。

3. 内部統制システムの適用範囲

内部統制システムは、本法人内のすべての意思決定及び業務遂行を対象とする。

4. 内部統制システム整備の基本方針

(1) 経営に関する管理体制

①理事会は、3か月に1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。

②理事会運営協議会は、学校法人修道学園理事会運営協議会規程（以下「理事会運営協議会規程」という。）に基づき開催し、法令及び寄附行為に従い、理事会に付議しなければならない事項を協議するとともに、あらかじめ理事会から付託された事項を審議・決定する。

③寄附行為並びに学校法人修道学園理事会運営等規程（以下「理事会運営等規程」という。）、学校法人修道学園評議員会運営等規程（以下「評議員会運営等規程」という。）及び理事会運営協議会規程に基づき、理事会及び評議員会並びに理事会運営協議会の役割、権限及び体制を明確にし、適切に理事会及び評議員会並びに理事会運営協議会の運営を行う。

④学校法人修道学園事務組織規程及び本法人が設置する学校（以下「設置学校」という。）の事務組織規程等並びに学校法人修道学園業務決裁規程（法人事務局・大学部編）及び設置学校の業務決裁規程等に基づき職務分掌・決裁権限を明確にし、理事及び教職員の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。

⑤理事会及び評議員会並びに理事会運営協議会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為並びに理事会運営等規程、評議員会運営等規程、理事会運営協議会規程、学校法人修道学園文書取扱規程及び設置学校の文書取扱規程等に基づき、適切に作成・保存及び管理する。

⑥業務執行機関からの独立性を有する監査室を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業

務を執行する各部署の職務執行状況を定期的に監査する。

(2) リスク管理に関する体制

①リスク管理に関し、体制及び学校法人修道学園リスク管理規程を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。

②学校法人修道学園個人情報の保護に関する規程等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。

③事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、業務を執行する本法人及び各設置学校が自律的に管理することを基本とする。

④リスクの統括管理は、コンプライアンス・リスク統括室が行い、監査室は重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果をリスク管理委員会及び理事会に報告する。理事会は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

⑤本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。

⑥災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、各設置学校による継続的な教育と定期的な訓練の実施等の危機管理を統括する。

⑦研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、必要な措置を講じる。

⑧理事会は、毎年、業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制についても見直しを行う。

(3) コンプライアンスに関する管理体制

①理事及び教職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規程等を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、体制及び学校法人修道学園コンプライアンス規程（以下「コンプライアンス規程」という。）を定める。

②本法人のすべての理事及び教職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防

止等に関わる理事及び教職員への教育及び啓発活動を定期的を実施し、周知徹底を図る。

③本法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。

④通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

⑤コンプライアンスの統括管理は、コンプライアンス・リスク統括室が行い、監査室は教職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果をコンプライアンス委員会及び理事会に報告する。理事会は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

⑥法令及び寄附行為違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、コンプライアンス委員会及び理事会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

(4) 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

①監事は、学校法人修道学園監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。

②監事は、理事会及び評議員会並びに理事会運営協議会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。

③監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。

④監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。

⑤監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置することができる。

⑥補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとし、当該補助職員の異動、人事評価及び懲戒等については、監事の意見を尊重する。

⑦補助職員は、監事に同行して、理事会及び評議員会並びに理事会運営協議会等の重要な会議及び理事長との定期的な会合に陪席する。

⑧理事及び教職員は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、専務理事並びに監事に報告する。

⑨理事及び教職員は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。

⑩理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

⑪監事はその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改廃するものとする。